

事 務 連 絡

平成20年 7 月 28日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

フィリピン産魚介類等の取扱いについて

今般、フィリピン中部シブヤン島沖で発生した船舶の転覆事故により、当該船舶に積載されていた農薬エンドスルファンが漏出し、海域汚染が生じている可能性があるとして、フィリピン政府が住民に対し、当該海域で採取された魚介類を摂食しないよう呼びかけているとの情報を入手したところです。

については、フィリピン産魚介類の輸入届出がなされた際には、採取海域を確認の上、下記に示す海域に該当する場合は、積み戻し等を指導願います。

記

採取海域

ロンブロン州シブヤン島サンフェルナンド町タクロボランガイ沖
船舶沈没地点の半径 5 km 以内の範囲

(around the five-kilometer radius of the shipwreck off Barangay Taclobo,
San Fernando on Sibuyan Island, Romblon)